

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
8	看護職員就業・定着促進事業	医療政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p>医療現場で必要とされる臨床実践能力と看護教育で習得する看護実践能力の間にかい離が生じており、新人看護職員の早期離職につながっている。</p> <p>看護職員の地域偏在のために、不足する地域での職員の負担が高くなり、離職につながっている。</p>
事業の目的	<p>看護職員の定着を図るため、新人看護職員に対する研修の充実や看護の地域ネットワークの強化等を通じた離職防止対策を実施する。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 新人看護職員研修事業（地域医療介護総合確保基金）</p> <p>新人看護職員の臨床実践能力を高めるための研修を充実させ、離職防止を図る。</p>
<p>2. 看護の地域ネットワーク推進事業（地域医療介護総合確保基金）</p> <p>各保健所単位の地域に推進会議を組織、医療機関及び介護施設等の看護管理者が連携して、看護職員の確保・質の向上を図る。</p>
<p>3. プラチナナース生き生きプロジェクト推進事業（地域医療介護総合確保基金）</p> <p>訪問看護・介護施設の看護職不足に対し「プラチナナース」を活用した再就業支援システムを構築することで、慢性的な人材不足の解消を図るとともに、熟練したスキルを活かし在宅・介護施設の看護の質の向上を推進する。</p>

2. 事業実施期間

平成 24 年度～

### 3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新人看護師離職 (%)	目 標	8.0	8.0	8.0
	実 績	9.8	9.8	4.4
	達成率	77.5%	77.5%	145.0%

### 4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

### 5. 監査結果

#### 【新人看護職員研修事業】

指摘 8-1	退職理由の確認
勸奨事項	<p>補助金の交付を受けた病院は、新人看護職員卒後研修事業実績報告書の提出が必要となり、退職した者は、別紙9-（1）新人看護職員卒後研修受講者名簿に退職した旨を記載することになる。しかし、退職の事実だけを掲載するだけで、どのような理由で退職したかまでは記載がない。</p> <p>年に1度の実態調査や保健所が有しているデータで退職数の人数は知ることにはできるが補助金を支出した病院の離職率を知ることにはできない。大分県全体の離職率は把握できたとしても、補助金と離職の関係まで知ることにはできない。補助金の効果を調査するためにも補助金を交付した病院から退職者が出た場合は、病院から離職の原因等の報告も求めるべきである。</p>

指摘 8-2	計算方法の確認
改善事項	<p>病院においては新入社員が退職しているにもかかわらず、新人看護離職率が0となっている病院がある。正しく計算されていることを確認する必要がある。</p>

指摘 8-3	研修内容の確認
勸奨事項	<p>現状では、研修の内容まで担当課での確認は行われていない。将来的には、研修内容がガイドラインに準拠したものか確認することが望まれる。さらには、各病院の研修内容を確認し、ガイドラインをより実態にそくしたものにされたい。</p> <p>令和2年度からは、新型コロナウイルスの影響もあり、過去に想定していた研修が実施できない状況になっているが、医療従事者には一定水準の技術が要求される。このような社会状況では、今までの視点と違った研修のガイドラインを整備する必要がある。福祉保健部においては、各病院の研修内容や問題点を確認し、現在の環境にあった研修ガイドラインの作成を期待したい。</p>

### 【プラチナナース生き生きプロジェクト推進事業】

指摘 8-4	事業の目的の見直し
改善事項	<p>アウトプット指標にはプラチナナースの研修受講者集が定められており、每期20人の参加者を目標としている。実際、令和元年の活動を見てみると、14日の研修が行われ、延べ74人が参加しており、アウトプット指標の目標値を大きく上回っている。</p> <p>研修の参加数は達成しているが、下表に示すように訪問介護や介護施設に再就職する状況は、平成28年から令和元年に向けて減少している。医療関係者は、定年を迎えてもそのまま勤務していた病院に勤続する傾向が強いため、当該事業は社会のニーズと乖離している可能性がある。</p> <p>介護施設の人数が不足しているのか、病院の看護師の人数が不足しているかを調査したうえで、事業の在り方を再度見直されたい。</p>

#### プラチナナースの研修後の就業状況

	28年度	29年度	30年度	元年度	4期合計
病院	0	2	0	0	2
診療所	1	1	1	0	3
検診センター	1	0	2	0	3
訪問看護ステーション	3	2	0	0	5
介護福祉施設（入所）	2	1	1	0	4
介護福祉施設（通所）	3	1	1	0	5
その他	1	0	2	0	3
合計	11	7	7	0	25

## 6. 参考情報

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	26,254	26,070	27,779
決算額	23,968	25,293	27,150
一般財源	0	0	0
繰入金	23,968	25,293	27,150
国庫	0	0	0

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地域医療介護総合確保基金繰入金	1/2 (新人看護職員研修事業) 2/3 (プラチナナース生き活 きプロジェクト推進事業)

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報償費	609	475
旅費	310	327
食料費	136	112
需用費	1,738	1,865
役務費	236	320
委託料	2,565	2,631
使用料及賃借料	203	342
負担金補助及交付金	19,496	21,078
計	25,293	27,150

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
9	福祉・介護人材確保対策事業	高齢者福祉課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p>2025年の超高齢化社会を目前に福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、利用者本位の質の高い福祉サービスが求められることから、福祉人材の養成・確保は重要となってくる。</p> <p>一方で、少子・高齢化が進展するなか、福祉・介護サービス従事者は慢性的に不足しており、提供サービスの質の低下が懸念される。</p>
事業の目的	<p>高齢化の進展等により増大する福祉・介護ニーズに対応していくため、将来にわたって質の高い人材の安定的な確保と定着を図る。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 参入促進</p> <p>(1) 職場体験事業</p> <p>(2) 福祉・介護人材確保対策事業</p> <p>①福祉・介護の出前講座（高校・大学 等）</p> <p>②介護初任者研修資格取得に対する助成</p> <p>(3) 福祉・介護人材マッチング機能強化事業</p> <p>①キャリア支援専門員の設置（福祉人材センター内）</p> <p>ハローワークでの出張相談、福祉施設への訪問・相談対応 等。</p> <p>②福祉のしごと就職フェア（事業所が参加し、県内各地域で実施）</p> <p>③事業所向け説明会及び報告会（介護補助職導入支援事業分）</p> <p>(4) 介護入門者研修実施事業</p> <p>介護未経験者の介護分野参入を支援するため、研修から就労までのマッチングを実施。</p> <p>2. 離職防止</p> <p>(1) 福祉・介護人材キャリアパス支援事業</p> <p>小規模事業所介護職員のキャリアパス支援のため、事業所が連携して行う研修等に対し助成。</p>

- ①複数事業所コーディネート業務
- ②複数事業所連携研修事業（実施事業所への補助）

(2) 介護補助職導入支援事業

介護職員の業務負担軽減を図るため、介護周辺業務（シーツ交換、洗濯等）を担当する「介護補助職」を導入する事業所に対し助成。

3. 介護福祉士修学資金等貸付事業

介護福祉士等の養成施設就学者への修学資金等の貸付。

2. 事業実施期間

平成 21 年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
介護福祉士登録者（人）	目 標	18,400	19,400	19,900
	実 績	18,880	19,684	20,441
	達成率	102.6%	101.5%	102.7%

4. 概要の補足説明

- 5. 監査結果の《補足》を参照。

5. 監査結果

指摘	9-1	消費税等仕入控除税額確定報告書の徴収について
不備事項	福祉・介護人材確保対策研修事業において、補助事業者である 3 団体について、消費税等仕入控除税額確定報告書の徴求が行われていなかった。	

《補足》

福祉・介護人材確保対策研修事業とは、資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の、潜在的有資格者に対する再就業のための研修や、地域住民等の福祉・介護分野への参入促進のための研修を開催することにより、将来に亘って福祉・介護人材を安定的に確保することを目的とした事業である。

当該事業の補助金交付要綱第 3 条によれば、補助金の交付申請には以下のような手続が必要となっている。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 事業収支予算書(第3号様式)
- (3) 誓約書
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

また、同要綱第4条第1項第6号及び第7号には以下のような規定がある。

(6) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

(7) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第5号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

これらの規定の要点をまとめると、補助金申請額の中に消費税等を含めて申請しその金額を補助金として受領した場合は、後日、事業経費に含まれる消費税等部分を計算して県に報告、返還する、ということになる。これは、消費税等が補助金の対象にならないことから設けられている規定と考える。

令和元年度の福祉・介護人材確保対策研修事業では、3団体が補助金を受領していた。3団体とも非課税事業者であったため、所管課としては消費税等仕入控除税額確定報告書の徴求は不要と判断し、実務上は徴求していなかった。しかしながら、上記要項第4条第1項第7号によれば、課税事業者非課税事業者にかかわらず同報告書を徴求する必要があるため、本来ならば徴求すべきであった。

所管課の担当者は、今後は関連する交付要綱等を十分理解したうえで業務を進めていく必要がある。

指摘 9-2	実施計画書と実績報告書との相違について
改善事項	福祉・介護人材マッチング機能強化事業において、実施計画書に記載している事業が実績報告書には記載されていなかった（また、担当者もその事実について把握していなかった）。実施計画書で予定している事業が適切に行われているか、実績報告書で確認する必要がある。

#### 《補足》

福祉・介護人材マッチング機能強化事業とは、大分県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、施設・事業所における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適性の確認、就業後の適切なフォローアップ等を一体的に実施することにより、福祉・介護分野への人材の円滑な参入と確実な定着を図ることを目的とした事業である。

当該事業は委託事業であり、委託先が作成した事業実施計画書によれば事業内容として①ハローワークでの出張相談、②就職フェア等の開催、③介護補助職導入支援があげられていた。これに対し実績報告書では、①、②に対する実績報告は記載されていたが、③に対する実績報告の記載はなかった。したがって、③の事業が実施されたか否かについて確認できなかつたため、所管課を通じて確認したところ、所管課でも当該事実を把握していなかった。

いずれにしろ、所管課の担当者は、実績報告書を受領した時点で計画された事業が実施されたか否かについて確認を行い、疑問点があれば委託先に問い合わせを行うべきであり、それがなされていなかったことが問題と考える。実績報告書の受領が単なる事務処理手続の一環として形式的なものになっていないか、今一度確認されたい。



指摘 9-3	成果指標について
勸奨事項	当該事業のなかで、予算規模が大きい福祉・介護人材マッチング機能強化事業についても成果指標を定めることを検討されたい。

《補足》

令和元年度における福祉・介護人材確保対策事業の事業内容と予算規模は以下のようになっている。

事業内容	予算（千円）
① 職場体験事業	1,777
② 福祉・介護人材確保対策事業	1,785
③ 福祉・介護人材マッチング機能強化事業	12,481
④ 介護入門者研修実施事業	1,555
⑤ 介護・福祉人材キャリアパス支援事業	4,956
⑥ 介護補助職導入支援事業	1,476
⑦ 介護福祉士修学資金等貸付事業	7,316
予算合計	31,346

一方、当該事業は成果指標（注1）として介護福祉士登録者数を定めている。所管課によれば、毎年度の実績が把握しやすく他の自治体との比較が可能であるため、介護福祉士登録者数を成果指標としているということであった。

当該事業が介護・福祉人材の確保を目的としているため、成果指標として相応しいと言えなくもないが、介護福祉士登録者数の増加に直接関係がある事業は⑦介護福祉士修学資金等貸付事業ぐらいであり、当該事業全体としての成果指標として相応しい指標といえるだろうか。

また、最も予算規模が大きい③福祉・介護人材マッチング機能強化事業については、活動指標（注2）として就職フェア開催数が設定されていたが、成果指標は設定されていなかった。一般的には予算規模が大きい事業がメイン事業と考えられるため、メイン事業に対して成果指標が設定されるべきではないだろうか。具体的には、介護福祉士登録者数も含めたところの就職者数等が考えられるが、何が当該事業全体の成果を表す指標と相応しいか再度検討されたい。

（注1） その事業からどれだけの成果が得られたかを表す指標

（注2） 成果指標を達成するために行った活動に関して、その活動量を表す指標

## 6. 参考情報

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	110,331	32,714	31,346
決算額	106,331	27,076	27,052
一般財源	7,000	5,846	3,046
繰入金	99,331	21,230	34,006
国庫	0	0	0

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地域医療介護総合確保基金	国 2/3、県 1/3

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	0	478
委託料	16,292	17,515
負担金補助及交付金	10,784	9,059
計	27,076	27,052

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
10	外国人介護人材確保対策事業	高齢者福祉課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	団塊の世代が75歳以上となる2025年度に向け、人材不足が深刻な介護現場において即戦力となる質の高い人材の確保が課題となっている。外国人介護人材は介護現場の人材不足解消に寄与する一方、受け入れを希望する事業所では受け入れのノウハウが不足している。
事業の目的	送り出し機関から優秀な外国人介護人材を安定的に確保するとともに、外国人介護人材が県内で円滑に就労・定着できる取組を行う。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 外国人介護人材確保・マッチング支援</p> <p>(1) 人材受入体制の構築に向けた協議会や研修会の実施 等</p> <p>①外国人介護人材受入推進協議会の実施 (協議会メンバー) 事業所、県社協、監理団体、支援機関、行政など。</p> <p>②受入研修会の実施及び受入事例集作成受入ノウハウの提供</p> <p>(2) 入県後の受入環境整備や外国人介護人材向け研修の実施 等</p> <p>①外国人介護人材受入支援事業 技能実習生(注1)及び特定技能外国人(注2)に対し、介護技能、日本語能力等向上のため、集合研修等を実施。</p> <p>(注1) 来日して日本の高い技術を身につけ、それを母国に持ち帰り母国の発展に役立てるために来日した外国人実習生。</p> <p>(注2) 国内では十分な人材の確保ができない特定の分野において、一定の専門性、技能を有し即戦力となるために来日した外国人。</p> <p>②受入支援アドバイザー派遣事業 技能実習生の円滑な受入を支援するため、受入施設にアドバイザーを派遣。</p> <p>③外国人介護人材受入施設環境整備事業 補助率：2/3、補助限度額：386千円</p>

補助対象：技能実習生や特定技能外国人、留学生を受入予定の施設（20事業所）

(3) 外国人介護人材と受入事業者のマッチング支援

①説明会等の開催

受入希望事業者の情報を収集し、現地で大分県内就労希望者向けに合同説明会等を開催。

②送り出し機関と受入希望事業者の調整

現地送り出し機関と連携し、外国人と受入希望事業者のニーズをすりあわせ、面接ツアーの設定等受入希望施設と外国人のマッチング等を実施し円滑に受入を推進。

2. 受入推進のための現地での外国人介護人材養成（委託）

本県に送り出す外国人介護人材を養成する「大分県コース」を現地に開設。

3. 推進費

2. 事業実施期間

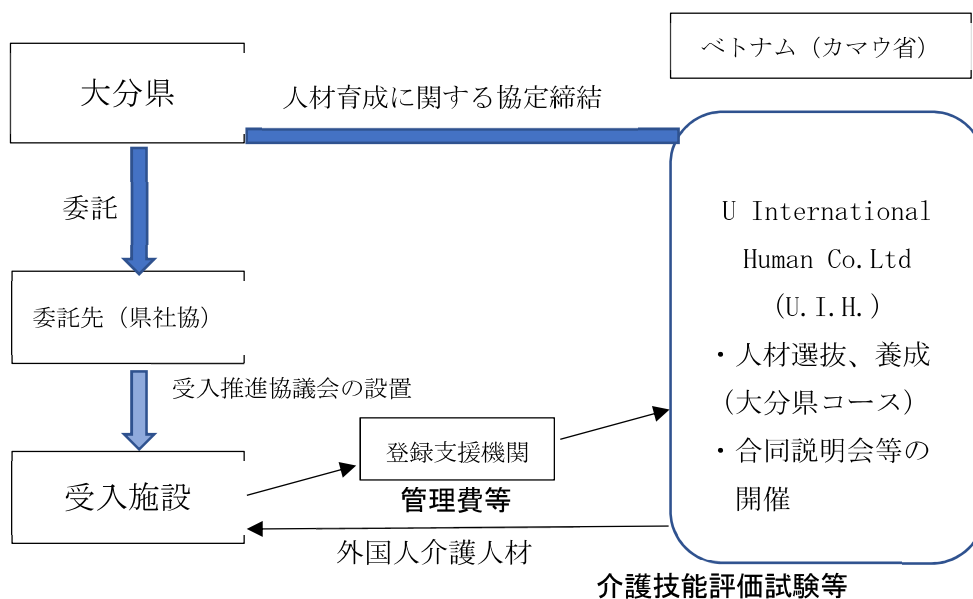
令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
外国人労働者離職率 (通所、入所) (%)	目 標	—	—	20.0
	実 績	—	—	—
	達成率	—	—	—

4. 概要の補足説明

当該事業の概要を図で示すと、以下のようになる。



(事業の流れ)

- ・大分県は、ベトナムカマウ省にある U International Human Co.Ltd (以下 U. I. H. という) と人材育成に関する協定を締結。
- ・大分県は、大分県社会福祉協議会に委託して受入推進協議会を設置し、受入研修、マッチング等県内施設における外国人介護人材の受入支援を実施。
- ・U. I. H. は、現地で大分県行きを希望する人材を選抜。日本式介護や日本語等の講義を実施し、大分県内の受入施設へ送り出す。
- ・県内受入施設は、外国人介護人材の受入人数に応じて管理費等を登録支援機関に支払う。

5. 監査結果

指摘	10-1	他の自治体との差別化について
勸奨事項	大分県にしかないメニューを作るなどの方法により当該事業を実施している他県の事態との差別化を図られたい。	

《補足》

当該事業は、県内の介護人材不足に対応するため、外国人介護人材が円滑に就労・定着できる取組を行うことを目的としている。介護人材の不足は本県に限ったことではなく、全国的な社会問題であり、不足している介護人材を外国人に求めることもまた全国的な流れと言えよう。そのような流れの中で、当該事業を

施していくわけであるから、他の自治体と優秀な外国人介護人材の獲得競争になることは想像に難くない。特に、大都市圏の自治体は、生活環境や処遇面で本県よりも有利であると思われるため、本県としては、それらを上回る魅力を提供できなければ県内での就労・定着は望めない。

したがって、補助内容についても他の自治体並みに充実させることももちろんだが、それだけでは十分とは言えないであろう。さらに一步踏み込んで、大分県で働いてみたいと思わせるような補助メニューの創設ができないか検討されたい。

6. 参考情報

(1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	—	17,169
決算額	—	—	10,589
一般財源	—	—	1,375
繰入金	—	—	6,514
国庫	—	—	2,700

(2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地域医療介護確保総合基金	国 2/3、県 1/3

(3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	—	1,059
役務費	—	38
委託料	—	9,492
計	—	10,589





【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
11	介護労働環境改善事業	高齢者福祉課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	団塊の世代が全て75歳以上になる2025年にかけて、介護ニーズの増加が見込まれるなか、身体的・精神的負担が大きいと言われている介護職員の離職防止・職場定着が課題となっている。
事業の目的	介護現場への介護ロボットの普及を促進し、介護職員の身体的・精神的負担の軽減と職場環境の改善により、介護職員の離職防止・職場定着を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 「介護現場の働き方改革」管理者研修 介護サービス事業所の管理者等にICT（情報通信技術）化など働き方改革を促す研修を実施し、介護現場の生産性向上を図る。</p> <p>2. 介護サービス事業所ICT導入補助 介護サービス事業所の業務効率化となる介護現場の書類作成業務等のICT導入に対し、経費の一部を助成する。</p> <p>3. ノーリフティングケア（抱え上げない介護）普及促進事業 ノーリフティングケアを推進し、介護従事者の身体的負担の軽減を図るとともに、利用者の二次障害の防止を図る。</p> <p>(1) ノーリフティングケアマネジメント研修 (2) ノーリフティングケア実地研修 (3) 事務局活動費 (4) ノーリフティングケア用福祉機器導入補助</p> <p>ノーリフティングケア取組施設に跳ね上げ式車いす、移乗ボード等の福祉機器導入経費の一部を助成する。</p>

#### 4. 介護ロボット導入支援事業

介護職員の身体的・精神的負担の軽減等を図るため介護ロボット導入経費の一部を助成する。

(1) 介護ロボット導入補助（ノーリフティングケア用移乗介護ロボット以外）

(2) ノーリフティングケア用移乗介護ロボット導入補助

#### 2. 事業実施期間

平成 27 年度～

#### 3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
介護ロボット導入事業 所の離職率 (%)	目 標	11.5	11.5	11.3
	実 績	8.5	8.6	7.8
	達成率	135.3%	133.7%	144.9%

#### 4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

#### 5. 監査結果

指摘すべき事項はなかった。

## 6. 参考情報

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	3,066	5,962	55,616
決算額	2,990	5,876	38,640
一般財源	0	0	18,783
繰入金	2,990	5,876	19,857
国庫	0	0	0

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
地域医療介護総合確保基金	国 2/3、県 1/3

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
委託料	962	1,443
負担金補助及交付金	4,914	37,197
計	5,876	38,640



【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
12	保育環境向上支援事業	こども未来課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<p>女性就業率の高まりと令和元年 10 月からの幼児教育の無償化に伴い、保育需要の拡大が予想される中、待機児童ゼロに向けた保育環境の整備などが喫緊の課題となっている。</p> <p>(待機児童数) ※4月1日時点            平成 29 年：505 人（全国 35 位）            平成 30 年：13 人（全国 8 位）            平成 31 年：25 人（全国 12 位）            令和 2 年：10 人（全国 12 位）</p>
事業の目的	<p>待機児童を解消するため、保育士資格の取得や潜在保育士の掘り起こしに加え、離職防止を実現する保育現場の働き方改革を推進することで、必要な保育の担い手の確保を図る。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 保育現場の働き方改革の支援</p> <p>(1) 働き方改革の意識醸成            園長向け意識醸成セミナー、ICTリテラシー向上セミナーの開催</p> <p>(2) 働き方改革の実践支援</p> <p>①働き方改革実践モデル園の養成（3施設）            コンサルタントの訪問支援、業務効率化の効果検証、マニュアル作成            ICT活用の高次化支援（モデル園3施設）</p> <p>②働き方改革実践リーダー養成</p> <p>2. 保育士サポート体制の充実</p> <p>(1) 保育士サポート事業            保育士の補助を行う保育補助者の新たな雇上げに必要な費用の補助</p> <p>3. 資格取得と県内就職支援</p> <p>(1) 「保育のしごと就職フェア」開催（大分、福岡）</p> <p>(2) 保育士修学資金貸付事業</p>

<p>4. 潜在保育士の再就職支援</p> <p>(1) 潜在保育士を再就職に導く情報発信</p> <p>(2) 保育士・保育所支援センターによる就職支援</p> <p>(3) 保育施設と潜在保育士をつなぐマッチングシステムの導入</p> <p>(4) 潜在保育士の再就職資金貸付事業</p> <p>5. 認可外保育施設巡回指導事業</p> <p>巡回支援指導員を県こども未来課に1名配置し、認可外保育施設に対し事故防止等の助言又は指導等の巡回指導を実施</p>
---

2. 事業実施期間  
平成30年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成29年度	平成30年度	令和元年度
保育士新規登録者数 (人)	目標	—	620	620
	実績	—	598	603
	達成率	—	96.5%	97.3%

4. 概要の補足説明

大分県保育現場の働き方改革実践支援事業委託業務の契約を締結する場合には、複数社の提案競技を数名の審査委員が評価した上で決定することとなり、現在の審査委員が評価する項目、基準は、下記の表のようになっている。

評価項目、評価基準	
実施体制の評価	
	<p>業務実施に必要な職員が確保され、事業が適正に実施できる体制が取られているか。</p> <p>個人情報保護の取組等、事業の適切な管理運営が行えるか。</p>
事業実施能力の評価	
	<p>類似業務に関する実績をどの程度有しているか。</p> <p>保育及び働き方改革の基本的な知識を有しているか。</p> <p>積算内容及び積算額は、仕様書に基づき算定根拠が明確に示され、適切な内容となっているか。</p>

企画性の評価	
	事業の実施に関する独自のアイデアが盛り込まれているか。
モデル園へのコンサルタント	
	派遣するコンサルタントは保育現場に関する現状や課題に関して深い知見を有しているか。 課題把握、解決に向けた方策の検討が効果的、具体的な内容になっているか。 事業を通じて、継続的な取組に結びつく効果的な内容になっているか。
成果報告会・意識醸成セミナー等の開催	
	セミナーの講師等の選定、テーマが効果的な内容になっているか。
働き方改革実践リーダーの養成	
	要請研修の講師等の選定、テーマが実践に結びつく内容になっているか。

## 5. 監査結果

指摘 12-1	大分県保育現場の働き方改革実践支援事業委託業務の契約における評価項目、評価基準について
勸奨事項	4. 概要の補足説明に記載したとおり、審査委員が評価する項目、基準は、抽象的であり、具体性に欠けている。 「大分県保育現場の働き方改革研究会 報告書」において、保育現場特有の働き方改革に関する6つの課題とその改善策が具体的に示されているのであるから、それを可能な限り評価項目に取り入れることが望ましい。

### 《補足》

平成30年12月にとりまとめられた「大分県保育現場の働き方改革研究会 報告書」において、保育現場特有の働き方改革に関する6つの課題とその改善策について整理している。

現状・課題	改善策
<u>働き方改革に取り組む体制・意識づくり</u> ・どのような方法で取組を進めているのかわからない ・効果的な取り組み方のノウハウが確認されていない	・園長等管理職の決意 ・改革リーダーを中心とした体制・意識づくり ・仕事内容の見える化と保育士の必須業務の明確化

<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来のやり方を変えることに抵抗感を示す職員の存在</li> </ul>	
<p><u>業務負担の軽減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士は日々作成しなければならない書類が多い。</li> <li>・行事の準備、会議への対応など本来の保育以外の事務作業に対する強い負担感を持っている。</li> <li>・受け持ちクラスによって特定の保育士に業務量が偏りやすく、仲間にも頼りづらい環境にある。</li> <li>・導入した ICT システムについて効果的に活用できていない園が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書類作成業務の見直し</li> <li>・行事に必要な製作物の見直し</li> <li>・会議の見直し</li> <li>・ICT システムの活用</li> <li>・保育補助者の配置</li> </ul>
<p><u>精神的負担の軽減</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設は精神的なストレスを感じやすい職場であることが指摘されている。</li> <li>・アレルギーや発達障がいなど特別な配慮を必要とする子ども達が増加しており、専門的な知識や技術が求められるようになってきている。</li> <li>・保護者に対してアドバイザー的な役割が保育士に求められてきており保育士の精神面での負担は大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・互いに助け合える、見通しの良い環境づくり</li> <li>・特別な配慮が必要な子どもへの対応等</li> <li>・保護者への対応</li> </ul>
<p><u>休暇・休憩</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性的に人手不足であり休暇が取れない状況にある。</li> <li>・子どもから目が離せないことが多く、落ち着いて休憩することが困難な環境にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休暇を取得しやすい環境づくり →保育補助者の配置、副担任の配置、有給休暇の取得率の見える化、時間単位での有給休暇の取得</li> <li>・休憩時間の確保 →休憩室の充実、保育補助者が子どもを見る体制を整える。</li> </ul>
<p><u>保育従事者の確保対策</u></p> <p>現場におけるワークライフバランスの推進が必要であるが、慢性的な人手</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柔軟な勤務形態の導入</li> <li>・潜在保育士、新規の保育士等の保</li> </ul>



<p>不足により日々の業務に忙殺され改革に踏み切れていない。</p>	<p>育従事者のリクルート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自園の積極的な PR</li> <li>・保育士の魅力発信</li> </ul>
<p><u>保護者や地域住民の理解促進</u>          保育現場の勤務実態など、保育を取り巻く現状について、保護者や地域住民に理解が進んでいない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ等を利用した積極的な情報発信</li> <li>・地域住民との積極的な交流</li> <li>・保護者の一日保育士体験</li> <li>・連絡帳作成の I C T 導入</li> </ul>

## 6. 参考情報

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	28,319	137,777
決算額	—	66,467	60,388
一般財源	—	0	16,817
繰入金	—	20,126	19,383
国庫	—	46,341	24,188

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
保育対策総合支援事業費補助金	1/2

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報酬	0	1,914
報償費	54	0
旅費	497	263
役務費	9	0
委託料	11,919	24,205
使用料及賃借料	5	95
負担金補助及交付金	53,983	33,911
計	66,467	60,388

【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
13	子育てと仕事両立支援事業	こども未来課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理想子ども数 (2.77 人) と現在子ども数 (2.17 人) のギャップの要因第 1 位は、「子育てや教育にかかる経済的負担」、第 3 位は「自分の仕事 (勤めや家業) が忙しいから」(平成 30 年度 子ども・子育て県民意識調査)</li> <li>・「子どもが 1 人いる」人の 77% が働く時間や場所を選ぶことができればもう一人子どもがほしいと考えている。(平成 29 年 総務省就業構造基本調査)</li> <li>・育児短時間勤務など、柔軟な働き方を選択できる環境整備が重要。</li> </ul>
事業の目的	<p>子育てと仕事の両立を推進し、希望の子どもの数の実現を後押しするため、育児短時間勤務を取得しやすい環境を整備する。</p>

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 育児短時間勤務奨励事業</p> <p>事業主に対して、子育て家庭が育児短時間勤務を取得しやすい職場づくりを促進するための奨励金を支給する。</p> <p>【対象】</p> <p>常用雇用者数 100 人以下のイクボス宣言を行っている事業主であって、従業員が直近 3 年間で初めて 6 ヶ月以上育児短時間勤務を取得した事業主</p> <p>2. 両立応援給付事業</p> <p>育児休業給付金は休業開始前賃金によって額が決まるため、育児短時間勤務の取得により、フルタイム勤務で受給できる育児休業給付金との差額が生じる。その差額分を補填する両立応援給付金を支給する。</p> <p>【対象】</p> <p>育児短時間勤務に続けて次の子を出産し、育児休業を取得した者で、雇用保険から育児休業給付金を受給した者</p>

2. 事業実施期間  
令和元年 10 月～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
育児短時間勤務奨励金支給件数 (件)	目 標	—	—	25 (6 ヶ月)
	実 績	—	—	2
	達成率	—	—	8%
両立応援給付金支給件数 (件)	目 標	—	—	60 (6 ヶ月)
	実 績	—	—	21
	達成率	—	—	35%

4. 概要の補足説明

育児短時間勤務奨励金については、令和元年度 10 月から開始した事業である。年間の目標値は、福井県の「0 歳児育児休業応援企業奨励金」の実績（毎年 50 件前後）を基礎としている。

両立応援給付金については、令和元年度 10 月から開始した事業である。年間の目標値は、福井県の実績 88 件×大分県の出生数(8,658 人)÷福井県の出生数(5,978 人)を基礎としている。

5. 監査結果

指摘 13-1	事業の達成率について
勸奨事項	<p>育児短時間勤務奨励事業、両立応援給付事業ともに達成率が低くなっている。</p> <p>事業実施期間が 10 月から 3 月までの 6 ヶ月間であり、周知が徹底できていなかったことが主な原因であるということであるが、需要があれば申請は増えるため、令和 2 年度の実績が出た後に事業を継続するか中止するのかの判断をすべきである。</p>

## 6. 参考情報

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	—	29,140
決算額	—	—	9,627
一般財源	—	—	9,627
繰入金	—	—	0
国庫	—	—	0

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
—	—

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
報酬	—	1,165
共済費	—	202
旅費	—	308
需用費	—	1,400
役務費	—	100
使用料及賃借料	—	162
負担金補助及交付金	—	6,290
計	—	9,627



【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
14	ひとり親家庭等自立促進対策事業	こども・家庭支援課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	経済的基盤が弱く、仕事や家事、子育て等を一人で担うなど、精神的・肉体的負担の大きいひとり親家庭への総合的な支援が課題となっている。
事業の目的	ひとり親家庭の自立を促進するため、就業支援や養育確保、子どもの生活支援等を総合的に実施する。

(2) 事業の内容

事業の内容	
1. 母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等の自立支援のため、就業相談、就業情報の提供、職業紹介など一貫した就業支援サービスを行うとともに、養育費の取り決めや面会交流などに関する相談支援を行う。 (1) 求職者の登録、無料職業紹介 (2) 母子家庭等自立支援プログラムの作成 (3) 登録者への情報提供、弁護士無料法律相談 (4) ひとり親等の面会交流支援モデル事業
2. 自立支援給付金事業	(1) 自立支援教育訓練給付金 資格取得のため、指定講座で教育訓練を受ける場合、支給する。 (2) 高等職業訓練促進給付金 専門的な資格を取得するために、1年以上養成機関で修業する場合、最大3年間、訓練促進給付金を支給する。また、入学に要した経費を助成する。
3. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金の貸付を行う。

2. 事業実施期間

平成 16 年度～

### 3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
母子・父子自立支援プログラム策定者の就業率 (%)	目 標	70.4	70.4	70.4
	実 績	64.3	67.3	60.9
	達成率	91.3%	95.6%	86.5%

### 4. 概要の補足説明

県は自立支援プログラムを策定した、ひとり親家庭について就職につながるフォローを電話あるいはショートメールで実施している。

プログラム策定後の状況を聞き、仕事が見つからない人には就職情報を提供したり、来所を促したりと、個別にアフターフォローを行っている。電話で就職の決定が判明した場合は、就職先等を詳しく聞き取り、就職者数に計上している。

### 5. 監査結果

指摘	14-1	母子・父子自立支援プログラム策定について
勸奨事項		<p>母子・父子自立支援プログラムの策定者の就職は令和元年度 41 件のうち 25 件である。16 件はプログラム策定の効果が現れておらず、その後のフォローについては電話やショートメールでの対応のため、ひとり親の潜在的に抱えている問題を顕在化できないと思われる。事業の効果を発揮させるのであれば、就職情報を提供することや来所を促すだけではなく、ひとり親家庭まで赴き自立支援の相談にのるべきである。そこまで実施したうえで、母子・父子自立支援プログラム策定が完結するのであり、現状は中途半端な対応となっている。</p> <p>費用対効果の観点からそこまでの対応が困難なのであれば、他の需要がある事業に予算を回すことを検討すべきである。</p>



## 6. 参考情報

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	18,295	13,405	16,542
決算額	14,401	62,636	10,501
一般財源	4,763	1,409	2,862
諸収入	648	1,570	1,269
国庫	8,990	※ 59,657	6,370

(※) 平成 30 年度は「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の貸付金原資 54,000 千円を国庫申請している。

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金	1/2、10/10

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
旅費	24	119
役務費	18	18
委託料	4,567	6,295
使用料及賃借料	0	22
負担金補助及交付金	55,628	1,463
扶助費	2,399	2,576
計	62,636	10,501



【福祉保健部】

NO	事業名	課・室
15	I C Tの活用等による障がい者の在宅就労支援事業	障害者社会参加推進室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	働く意欲と能力はあるものの、障がいの特性により一般就職や施設利用が困難な障がい者の自立に向け、在宅就労への支援体制の構築が求められている。
事業の目的	仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障がい者や難病患者に対し、I C T（情報通信技術）を活用して在宅で就労できる支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障がい者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築する。

(2) 事業の内容

事業の内容
<p>1. 在宅就労支援体制の構築（実施団体への補助）</p> <p>(1) 在宅就労に取り組む企業開拓</p> <p>(2) 在宅就労希望者の情報通信技術向上支援</p> <p>(3) 在宅就労希望者の在宅就労環境整備支援 等</p> <p>2. 在宅就労支援体制の構築に係る検討会の開催</p>

2. 事業実施期間

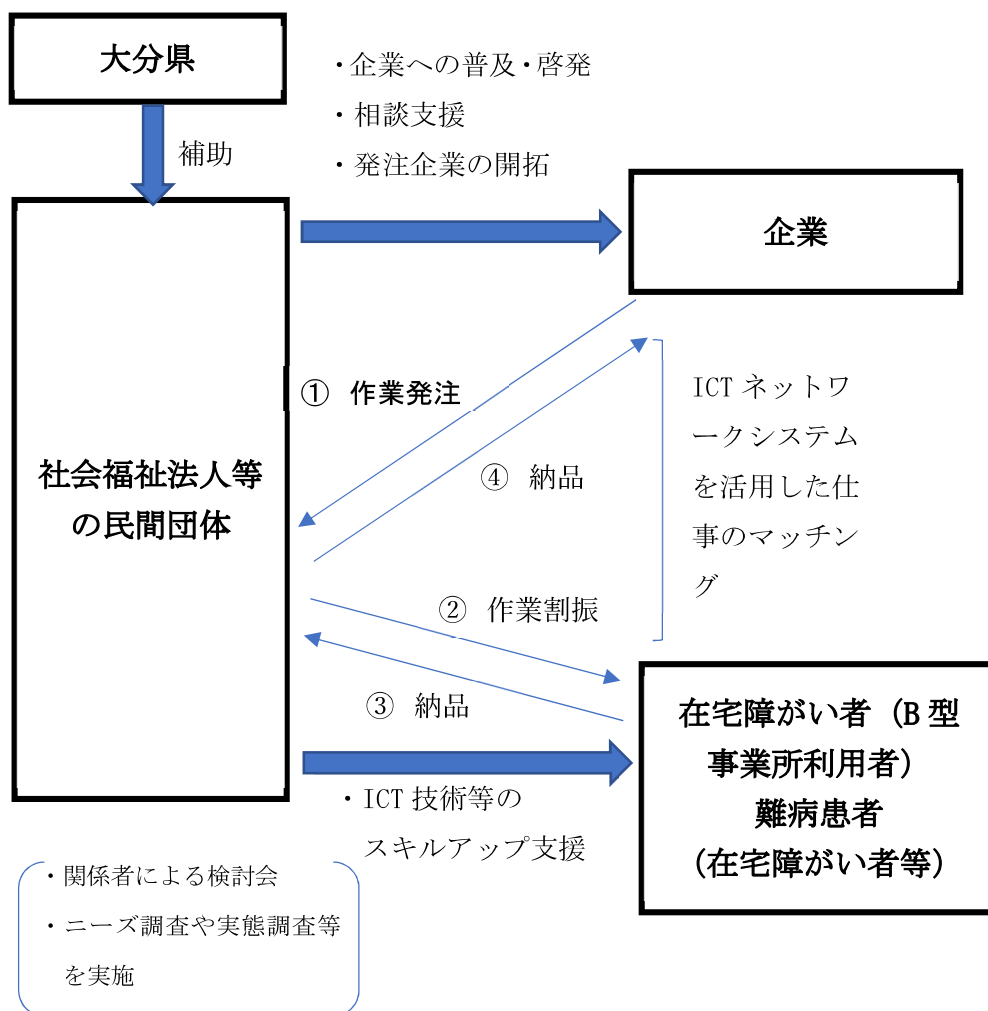
令和元年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新規在宅就労者数（人） （障がい者、難病患者）	目 標	—	—	5
	実 績	—	—	7
	達成率	—	—	140%

#### 4. 概要の補足説明

当該事業の概要を図で示すと以下のようなになる。



(事業の流れ)

- ・大分県は、ICTを活用した障がい者等の在宅就労支援に関するノウハウを有する民間団体に補助金を支給する。
- ・補助金の支給を受けた民間団体は、ICT技術のスキルアップの支援をB型事業所の職員及び在宅障がい者等に行うとともに、企業から作業を受注しICTネットワークシステムを活用して最適と思われる在宅障がい者等に作業を割り振る (マッチング)。
- ・作業終了後、在宅障がい者等は民間団体を通じて企業へ物又はサービスを納品し報酬を受け取る。

## 5. 監査結果

指摘	15-1	在宅就労に取り組む企業の開拓について
勸奨事項	企業向けセミナー、電話、訪問等を通じて在宅就労に取り組む企業を増やすべきである。また、将来的には県としても在宅就労に向けた業務の切り出しができないか検討されたい。	

### 《補足》

当該事業は、障がい者や難病患者が能力や特性に応じて活躍できる社会の実現に向けて、在宅での就労を希望する場合に企業と障がい者や難病患者のマッチングができる仕組みを構築することを目的として、令和元年度から実施されている補助事業である。

令和元年度における達成すべき成果指標とその実績は、以下のとおりとなっている。

成果指標	目標値	実績値
新規在宅就労者数（障がい者、難病患者）	1名	7名
開拓企業数	3先	1先
eラーニング等研修実施B型事業所数	1先	5先

上記表からもわかるように、開拓企業数は目標値に達することができなかった。これは事業初年度であり、企業への周知が不十分であったこと等が要因として考えられる。また、企業向けセミナーも1回実施したが、参加企業数が2社と少なかったことから周知不足や関心の低さが窺える結果となってしまった。

在宅就労に取り組む企業数が増えるか否かは、当該事業の鍵となる部分と考えられる。今後は、企業向けセミナーの回数を増やしたり電話、個別訪問の頻度を上げる等して、一般企業から関心を持ってもらうような活動がより必要になるであろう。

また、将来的には県としても在宅就労に取り組む一団体として当該事業に参加可能かどうかを検討されたい。民間企業の取組を推進していくうえで、県も参加しているということであれば、民間企業も安心して参加できるだろうし、自分たちの事例を用いて事業の説明ができれば説得力を増すであろう。

指摘	15-2	事業の継続性について
勸奨事項	将来的にも事業を継続していくためには、在宅就労支援のためのシステムをはじめ在宅障がい者のスキルアップのためのeラーニング、企業開拓等、当該事業継続のために必要なスキル、ノウハウ等を県内資源で賄えるような体制の構築が必要である。	

《補足》

当該事業は、障がい者や難病患者が能力や特性に応じて活躍できる社会の実現に向けて、在宅での就労を希望する場合に企業と障がい者や難病患者のマッチングができる仕組みを構築することを目的としている。

この目的の達成のための具体的なスキームとしてあげられているのは、①在宅就労に取り組む企業の開拓、②在宅就労希望者（障がい者、難病患者）の情報技術向上のためのeラーニング等研修の実施、③企業と在宅就労希望者を繋ぐネットワークシステムの構築、④県内のテレワークによる在宅就労の支援拠点としてのB型事業所（注）職員の育成である。

しかし、残念ながらこれらの具体的なスキームを有し、在宅就労希望者と企業をマッチングできる団体は県内にはないとのことであった。したがって、補助団体も長年この分野で活動を行っている県外の特定非営利活動法人となっている。県としてこの事業を継続させより発展的に実施していくためには、やはり県内にこれらスキームを有する団体が必要になると思われる。

当該事業はまだ緒についたばかりであり、当面は県外の特定非営利活動法人からスキーム、ノウハウ等の移転を受けるにしても、それと同時に在宅就労希望者と企業をマッチングできる団体を県内に育成していくことにも取り組まれない。

（注）障害者総合支援法に基づいて、通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う事業所をいう。

指摘 15-3	補助対象団体の選定について（募集要項等について）
勸奨事項	募集要項の段階で受給のための資格要件を厳しく限定することは望ましいとは言えない。複数の団体の応募が見込めるような資格要件にすることを検討されたい。

《補足》

当該事業の補助対象となる団体を募集する際の「ICTの活用等による障がい者の在宅就労支援事業募集要項」の2によれば、補助対象となる団体は以下の条件をすべて満たす団体となっている。

- ① ICTを活用した障がい者の在宅就労支援について、5年以上の取組実績があること。
- ② 在宅就労障がい者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に登録を受けた法人又は障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業（就労移行支援又は就労継続支援事業に限る）を5年以上運営していること。
- ③ 補助対象事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。
- ④ 宗教活動や政治活動を目的した団体ではないこと。
- ⑤ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- ⑥ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

どの要件も当該事業を遂行していくうえで必要な要件ではあるが、特に②の要件を満たす団体となれば九州でも数法人に限られてしまうことから、応募のためのハードルが高すぎるという印象は拭えない。実際に提案競技に参加した団体は1団体のみであった。これでは複数の提案の中から最も適したものを選ぶという提案競技のメリットが享受できない。

公平性の観点からは、募集の段階では幅広い団体に提案競技への参加の機会を与えることが必要と考えられる。したがって、募集の段階から要件を厳しくしてしまうと、予め特定の団体しか応募できないような要件を定め、他の団体の応募を排除しているのではないかという疑念を持たれてしまうことになりかねない。

このような疑念を抱かれないためにも、募集の段階では複数の団体の提案競技への参加が見込める要件にすべきであり、その後の提案競技審査委員会にて複数の提案の中から最も適したものを選ぶという手順を踏むことが本来のあるべき姿と考える。



## 6. 参考情報

### (1) 当初予算額と決算額

単位：千円

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算	—	—	7,430
決算額	—	—	7,145
一般財源	—	—	3,530
繰入金	—	—	0
国庫	—	—	3,615

### (2) 主な特定財源の内訳

名称	補助率等
障がい者自立支援事業費補助金	1/2

### (3) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	平成 30 年度	令和元年度
需用費	—	115
負担金補助及交付金	—	7,030
計	—	7,145

